



オトナの消費者力を身に付けよう!



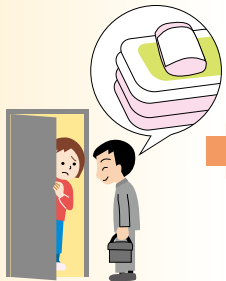
私たちは毎日の暮らしの中でさまざまな消費行動をしています。そして、誰もが消費者トラブルに遭う可能性があるのです。トラブルに巻き込まれないために、消費生活の基礎知識を身に付けておきましょう。

若い人にも気を付けてほしい消費者トラブル

相談が寄せられるトラブルの例を紹介します。

〈ケース①訪問販売〉

一人暮らしを始めたら、訪問販売がやって来た



断ったが、同年代の担当者が親しげに話を続けた



そのうちに、担当者の上司がやって来て断り切れずに契約してしまった



〈ケース②無料商法〉

「無料で体験できる」という広告を見てエステサロンに行った



「体験だけでなく、続ければきれいになる」としつこく勧誘された



契約したが、高額過ぎて支払いができない



「契約」とは

契約書を交わしたり、印鑑を押したりすることだけが契約ではありません。私たちの暮らしの中には、多くの契約があふれています。例えば「コンビニエンスストアで買い物をする」「切符を買って電車に乗る」ということも契約の一種です。そして、一度成立した契約は、自分の都合で勝手に解消することはできません。契約には責任が伴っていることを理解しましょう。

また、20歳を超えると自分の意思で契約できるようになりますが、安易な契約はトラブルのもとになることがあります。慎重に契約するようにしましょう。



あなたの身を守る三つのルール

消費者としての力を身に付けて、トラブルを回避しましょう。

- 1 いらないときは、はっきりと断る
- 2 「うまい話」は、まず疑う
- 3 契約・購入する前に、家族や知人に相談する

困ったときは迷わず相談を！
消費生活相談専用電話

☎354-8264

対象：市内に在住する人
受付日時：月～金曜日
(祝休日・年末年始を除く)
9:00～12:00、
13:00～16:00